

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

No.10 令和2年5月11日発行 洞爺湖町新型コロナウイルス対策本部

【上下水道料金の免除について】

【支援内容】

新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、町内における事業活動及び日常生活への甚大なる影響を鑑み、事業者支援及び生活支援等の観点から水道料金・下水道使用料を免除します。

免除期間：5月請求分～6月請求分（基準検針期間3月25日～5月24日）

免除対象：一般家庭用及び業務用等の水道料金及び下水道使用料全額

※手続き・申請等は不要です。

水は貴重な資源です。大切にお使いください。

■問合せ 上下水道課（☎74-3008）

【発熱等の症状がみられる場合の受診先・受診方法について】

※5月10日新聞折込の情報から見直しがありました。

強いだるさ、息苦しさ、
高熱がある

発熱やせきなど風邪
の症状が続いている

急に味や匂いが
わからなくなった
頭痛、下痢など

早めに相談を！

発熱などの
症状がない場合

症状を記録して経過を見た上で、
かかりつけ医等に電話で相談

センター名	電話番号	受付時間
北海道室蘭保健所	0143-24-9833	平日 8:45～17:30
北海道保健福祉部 健康安全局地域保健課	011-204-5020	24時間
厚生労働省相談窓口	0120-565653 (フリーダイヤル)	9:00～21:00

※高齢者、糖尿病や心不全、呼吸器疾患などの持病がある人、透析患者、妊娠、抗がん剤などを使用している人は、早めに相談するようにしましょう。
※相談の結果、受診が必要になった場合は紹介された医療機関を受診してください。

医療機関名	電話
洞爺協会病院	74-2555
洞爺温泉病院	87-2311
石田内科胃腸科	76-3838
洞爺ファミリークリニック	76-3239
ひじり在宅クリニック	76-4838
峰村内科クリニック	76-1515
洞爺湖温泉診療所	73-2220

特別定額給付金のご案内

お1人につき、10万円を給付します。

※基準日（令和2年4月27日）時点で住民基本台帳に記録されている方が対象となります。

※受給権者は世帯主です。

申請方法

①郵送申請方式

1 洞爺湖町から申請書が届きます

申請書は、基準日（令和2年4月27日）において、住民基本台帳に記録されている受給権者（世帯主）に送付されます。

2 洞爺湖町へ申請書を提出

洞爺湖町から郵送された申請書に振込口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに洞爺湖町に郵送。

3 受給権者（世帯主）が受給します

②オンライン申請方式

1 専用サイトにアクセス

「マイナポータル」にアクセス
※オンライン申請の利用には受給権者（世帯主）のマイナンバーカードが必要です。

2 専用サイトで申請

申請内容を入力し、振込先口座の確認書類（画像）をアップロードして、マイナンバーカードによる電子署名で本人確認。

給付額

給付対象者
1人につき **10万円**

※振込先口座をお持ちでない方または申請書の記載方法がわからない方に限り、窓口における申請および給付を認めます。

Q & A

Q. いつ頃申請書が発送されますか？

A. 5月15日に発送予定です。全世帯へ送付が完了するまで数日かかる見込みです。

Q. 受付開始はいつから？

A. 郵送申請・オンライン申請のいずれも5月18日から受付を開始します。

Q. いつ頃給付されますか？

A. 申請受付後、5月下旬より順次給付を予定しております。

問合せ先 洞爺湖町役場 産業振興課新型コロナウイルス特別対策室
TEL 0142-74-3012

子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

子育て世帯の生活を支援するために、令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に支給します。

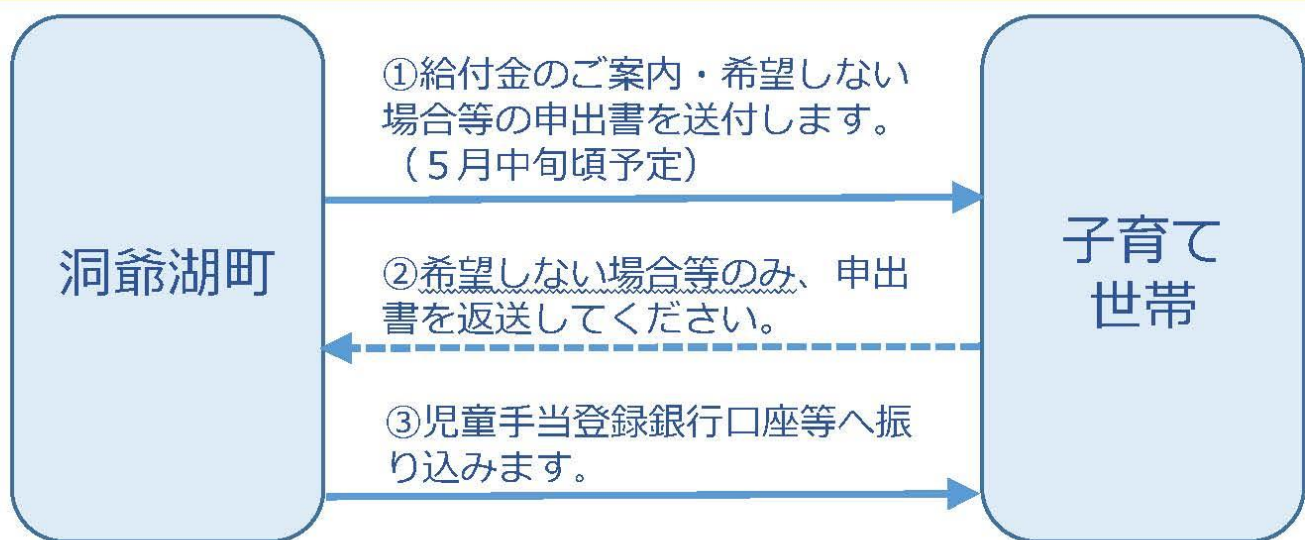
※対象の方には別途個別に通知します。

対象児童1人につき、1万円です。

※申請は必要ありません。給付を希望しない場合のみ申出書を送付してください。

※公務員の場合は申請が必要になります。所属庁が支給対象者であると証明した上で、居住地市町村に申請してください。

支給の流れ



Q & A



Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の支給を受けている方です。対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含まれます。

Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 対象の方には、6月10日に支給する予定です。

問合せ先 洞爺湖町役場 健康福祉課福祉・高齢者グループ
TEL 0142-74-3001

「特別定額給付金」や「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに洞爺湖町から問い合わせを行うことがありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに洞爺湖町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。

洞爺湖町店舗等賃借料助成金について

【店舗等の賃借料の一部を助成します】

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者に対し、事業継続を支援するため、洞爺湖町内の店舗等の賃借料について一部を助成します。

受付期間：令和2年5月15日（金）から令和2年7月31日（金）まで

申請方法：原則郵送 申請に必要な書類を揃えて洞爺湖町商工会（下記）へ郵送してください。
窓口（要予約）新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため電話での予約をお願いいたします。

※申請様式は洞爺湖町商工会ホームページ、洞爺湖町ホームページからダウンロードしてください。

【送付先】 〒049-5615 洞爺湖町本町58番地
洞爺湖町商工会 洞爺湖町店舗等賃借料助成金受付担当

助成対象者

- ・町内で令和2年1月末までに事業を開始していること。
 - ・町内に所在する店舗等において賃貸借契約を令和2年1月以前から継続して締結し事業を営んでおり、引き続き契約を継続する見込みのあるもの。
 - ・令和2年2月以降の売上高で、1ヶ月の売上高が前年同期に比較して20%以上減少していること。（創業後1年未満の方はご相談ください。）
 - ・店舗等の所有者と同一世帯員間の賃貸借契約でないこと。
 - ・下記の指定業種を営むもの。
①製造業 ②運輸業、郵便業（うち道路旅客運送業に限る。）③卸売業、小売業（ただし、無店舗、無人販売は除く。）④宿泊業、飲食サービス業（ただし、無届民泊業は除く。）⑤生活関連サービス、娯楽（うち洗濯業、理美容業、旅行業、貸しポート業に限る）⑥教育・学習支援事業（うち学習塾、教養・技能教授業に限る。）
- ※町の指定管理業務、委託業務を除く。

助成額

店舗等の1ヵ月相当の賃借料10万円（上限）※1事業者当たり1店舗に限り、1回まで ※1ヶ月相当の賃借料が10万円に満たない場合はその額となります。

申請に必要な書類

■洞爺湖町店舗等賃借料助成金交付申請書 ■店舗等の賃貸借契約書の写し
■洞爺湖町店舗等賃借料助成金売上高明細書 ■令和2年2月以降の1ヵ月の売上高が、前年同期として比較して20%以上減少していることを証明する書類（決算書、申告書、試算表、売上台帳等の写し） ■営業していることが確認できる書類 ■洞爺湖町店舗等賃借料助成金交付請求書

【問合せ】 洞爺湖町商工会 ☎76-2311 9時～17時（平日）